

○洲本市立学校園施設の使用に関する条例（10月1日以降）

平成18年2月11日条例第202号

洲本市立学校園施設の使用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、文化、スポーツの振興を図り、住民の福祉の増進に資することを目的として、洲本市立学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）の施設の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「施設」とは、洲本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の管理に属する学校園の教室、屋内運動場等をいう。

（施設の使用許可）

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ当該学校長及び幼稚園長の承認を得て、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童等が遊び場として屋外運動場を使用する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可することができる。

- （1）社会教育法（昭和24年法律第207号）及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）による諸行事に使用するとき。
- （2）公共団体又は公共的団体が使用するとき。
- （3）学校関係団体が使用するとき。
- （4）前3号に定めるもののほか、教育委員会において教育上又は公益上必要と認めるとき。

（使用料の納付等）

第4条 別表に定める施設の使用の許可を受けた者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項第1号に規定する諸行事を教育委員会が後援するときは、無料とする。

2 教育委員会は、教育上又は公益上特別の必要があると認めるときは、使用料の納付を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用者の遵守事項）

第5条 施設の使用の許可を受けた者は、許可書を学校長又は幼稚園長に提示し、使用しなければならない。

2 施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又はその附属物を損傷しないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 営利を目的として施設を使用し、又は物品を販売し、若しくは頒布しないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会又は学校長若しくは幼稚園長が施設の管理上必要と認めて指示したこと。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し又は使用を停止することができる。

- (1) 施設を使用する者が、許可を受けないで使用の目的を変更したとき。
- (2) 使用の許可を受けた施設以外の施設を使用したとき。
- (3) 前条に規定する事項を遵守しないで施設を使用したとき。
- (4) 教育委員会又は当該学校園において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、施設の管理上教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(原状回復等)

第7条 施設を使用する者が、施設、施設の附属物、備品等を損傷し又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の洲本市立学校園施設の使用に関する条例（昭和60年洲本市条例第1156号）又は五色町小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和55年五色町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた同日以後の学校園施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間
		9 : 00～12 : 00	12 : 00～17 : 00	17 : 00～22 : 00	
屋内運動場	面積 1,000㎡以上		1,050円	1,600円	1,700円
	面積 500㎡以上 1,000㎡未満		850円	1,300円	1,500円
	面積 500㎡未満		650円	1,050円	1,300円
その他の教室 1室につき			350円	550円	650円
屋外運動場			650円	1,050円	1,050円
屋外運動場夜間照明設備 30分につき					550円
備考					
1 洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に住所を有する個人又は事務所もしくは事業所を有する法人その他の団体以外のもが使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割の額を割増使用量として別に徴収する。					
2 電力を使用する場合は、別に実費を徴収する。					

○洲本市立学校園施設の使用に関する条例施行規則（10月1日以降）

平成18年2月11日教育委員会規則第15号

洲本市立学校園施設の使用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、洲本市立学校園施設の使用に関する条例（平成18年洲本市条例第202号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「施設」とは、条例第2条に規定する施設をいう。

（施設の使用時間）

第3条 施設の使用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、特別の理由がある場合に限り延長し、又は短縮することができる。

2 前項の使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。

（施設の使用申請）

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ当該施設を管理する学校長又は幼稚園長の同意を得て、洲本市立学校園施設使用許可申請書（様式第1号）を使用しようとする日の3日前までに洲本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 施設を使用する際に、特別の設備を設置する場合は、前項の申請書にその設備計画を示す書類を添付しなければならない。

（施設の使用許可）

第5条 教育委員会は、前条第1項の使用許可申請書を受理したときは、その内容を検討し、適当と認めた場合は、洲本市立学校園施設使用許可書（様式第2号）を交付する。

2 使用者がスポーツをすることを目的とし、使用が1日以内の場合は、当該学校長又は幼稚園長において、前条第1項の使用許可申請書を受理し、使用許可を与えることができる。

（使用料の納付）

第6条 前条第1項の使用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を使用料納付書により指定金融機関に納付しなければならない。

（使用料の免除）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第4条第2項の規定に基づき使用料を免除する。

- (1) 地域住民に対し文化、スポーツの普及を図ろうとする者が、その目的のために使用するとき。
- (2) 地域活動の振興のために本市から助成を受けている者が、その目的のために使用するとき。
- (3) 公共団体が、使用するとき。
- (4) 公共的団体が、地域住民の福祉向上のために使用するとき。
- (5) 学校関係団体が、教育の目的のために使用するとき。

(使用料の還付)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第4条第3項ただし書の規定に基づき、既納の使用料を還付する。

- (1) 条例第6条第1項第4号又は第5号に該当することにより、教育委員会が施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止したとき。
- (2) 天災事変その他不可抗力により施設を使用できなかつたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。

(実費徴収)

第9条 使用者が屋内運動場の使用期間中において電力を使用したときは、使用した電力料金の実費として別表に定める額を使用後直ちに当該学校長を通じて教育委員会に納付しなければならない。

(使用許可事項の変更申請及び許可)

第10条 第5条第1項の使用許可書の交付を受けた者が、使用許可事項を変更しようとする場合は、当該使用許可書を教育委員会に提出し、使用許可事項の変更を申請しなければならない。

- 2 前項の申請については、第4条の規定を準用する。
- 3 教育委員会は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を検討し、適当と認めた場合は、当該申請を許可する。
- 4 前項の許可については、第5条の規定を準用する。
- 5 第3項の許可を受けた者が、第6条の規定により既に使用料を納付している場合は、当該使用料を当該許可により納付すべき使用料に充当する。

(使用者の遵守事項)

第11条 施設を使用する者は、条例第5条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に当該学校長又は幼稚園長と使用方法等について充分協議すること。

- (2) 盗難、火災等の発生の防止に努め、善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (3) 物品を搬入しようとするときは、あらかじめ当該学校長又は幼稚園長の許可を受けること。
- (4) 許可なく当該学校又は幼稚園内においてポスターのちょう付、ビラの配布、旗、幕等の掲揚、懸垂等を行わないこと。
- (5) 多人数で施設を使用する場合は、必要に応じ十分な整理員を配置する等秩序維持及び安全対策のために配慮すること。
- (6) 学校長、幼稚園長又は関係職員その他施設使用管理者の指示に従うこと。

(使用許可の取消し通知)

第12条 教育委員会は、条例第6条第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、第5条第1項の使用許可書を交付した者に対し、理由を明示してその旨を通知するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の洲本市立学校園施設の使用に関する条例施行規則(昭和60年洲本市教育委員会規則第75号)五色町小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和55年五色町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の学校園施設の使用に係る電力料金の実費徴収については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

別表(第9条関係)

屋内運動場証明に係る実費徴収金

面積区分	1時間あたり金額
1,000㎡以上	450円
1,000㎡未満	350円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。